

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 5月18日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：23件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	活性炭ホールドアップ装置の再生ガス冷却系Uシール部への補給水供給元弁のグランド部より水のリーク（1滴／4秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	1号機	原子炉建屋床ドレンサンプピット（B）の点検において、ライニングに一部剥離が認められたため、当該部を修理	D	
3	1号機	原子炉格納容器供給用不活性ガス系窒素ガス供給装置の窒素蒸発器レベル計に指示不良が認められたため、当該レベル計を点検・調整	D	
4	2号機	中性子計測系起動領域モニタ（E）の点検において、当該モニタ電源装置（2）の異常を示す警報が発生したため、当該電源装置を交換	D	
5	2号機	原子炉再循環系ジェットポンプ（18）の点検において、ジェットポンプ位置決めボルト・ナット部（1組）の点付け溶接部に接合不良らしき箇所（2箇所中、1箇所）が認められたため、対応検討	C	
6	2号機	原子炉隔離時冷却系テスト可能逆止弁バイパス弁駆動部の点検において、リミットスイッチ用フレキシブル電線管の接続部に折損及び脱落が認められたため、当該部を修理	D	
7	2号機	中央操作室設置の原子炉制御盤内の給水制御装置用端子のネジ山につぶれが認められたため、当該ネジを交換	D	
8	2号機	主低圧タービン（A、C）の10段ノズルダイヤフラムの浸透探傷検査において、ノズル面翼端部に線状指示模様ที่認められたため、当該部を修理	D	
9	2号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置冷却水薬注タンクのドレン配管の中間ファンネルに詰まりが認められたため、当該ファンネルを点検・清掃	D	
10	3号機	循環水系硫酸第一鉄注入装置のタンクレベル計にひび割れ（約30cm）が認められたため、当該レベル計を点検・修理	D	
11	3号機	循環水ポンプ（C）出口圧力計の計装配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
12	3号機	原子炉補機冷却水系熱交換器（A）用スチームドレンファンネル配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
13	4号機	主発電機密封油処理装置密封油真空ポンプ（B）排気セパレータドレン弁に変形が認められたため、当該弁を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	4号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ（B）のメカニカルシール部よりリーク（1滴／35秒）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
15	5号機	主復水器細管洗浄装置（A2、B2、C1）のボール回収器からボール回収器注水弁の間に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
16	5号機	主復水器細管洗浄装置（C1）ボール回収器出口弁のストッパー用ネジに折損が認められたため、当該ネジを交換	D	
17	5号機	タービン建屋ポンプエリア換気空調系排風機の出口ダンパに開閉不良が認められたため、当該ダンパを点検・修理	D	
18	5号機	所内ボイラ（B）バーナ重油流量調節弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
19	5号機	復水脱塩装置再生用水ポンプ（B）のメカニカルシール部より水のリーク（にじみ程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
20	5号機	タービン補機冷却系ポンプ（C）のメカニカルシール部より水のリーク（にじみ程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
21	6号機	原子炉格納容器内照明器具の点検において、照明器具（1箇所）に破損が認められたため、当該器具を修理	D	
22	6号機	残留熱除去海水系（A）ポンプ駆動電動機用冷却水配管のドレン配管に腐食によるピンホールが認められたため、当該配管を点検・修理	D	
23	6号機	プロセス計算機室設置のプラント運転データ記録用プリンタの紙送り用ガイドの止め具に破損が認められたため、当該止め具を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで